

議案第 112 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 10 月 15 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

専決第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和 6 年度

伊賀市一般会計補正予算（第 5 号）

令和6年度伊賀市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度伊賀市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,211,345千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金		2,960,487	70,513	3,031,000
	3 委託金	172,800	70,513	243,313
20 繰入金		3,139,785	2,640	3,142,425
	2 基金繰入金	3,094,181	2,640	3,096,821
歳 入 合 計		48,138,192	73,153	48,211,345

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,795,277	73,153	7,868,430
	4 選挙費	211,115	73,153	284,268
歳 出 合 計		48,138,192	73,153	48,211,345